

令和5年度群馬県食品衛生監視指導の実施状況（概要）について

県では、食品の安全性を確保するため、食品衛生法に基づき、毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係営業施設等への立入検査や食品等の収去検査等を行っています。

このたび、令和5年度における実施状況をとりとまとめましたので、その概要を公表します。

◆ 実施区域

群馬県内全域（中核市（前橋市及び高崎市）を除く）

◆ 食中毒への対応について

食中毒は7件（前年度6件）発生し、病因物質別ではノロウイルスが5件、アニサキスが1件、植物性自然毒が1件でした。事件の探知後速やかに原因の究明と適切な措置を行い、事故の拡大防止に努めました。

◆ 監視指導について

食中毒予防や不良食品の排除のため、食品関係営業施設に対して延べ11,370件の立入検査を実施し、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理、衛生管理基準や施設基準の遵守状況及び食品表示の信頼確保等について監視指導、普及啓発を行いました（対目標監視実施率92.7%）。

◆ 食品検査について

県内に流通する食品の安全性確認のため、1,057検体について検査を実施しました（対目標検査実施率103.8%）。4検体で違反が確認されたため、製造所に指導を行うとともに、製造所が管外の1検体については関係自治体へ調査依頼を行いました。

◆ HACCPに沿った衛生管理の実施状況等の確認及び助言・指導について

食品営業施設への通常監視や営業許可更新等の機会にHACCPに沿った衛生管理の実施状況等を確認し、必要な助言・指導を行いました。

また、と畜場及び大規模食鳥処理場に対しては外部検証を実施し、衛生管理計画及び手順書の遵守状況を確認しました。

◆ 情報提供・リスクコミュニケーションについて

食品の安全性に関する県民との意見交換会を20回開催（3,513人参加）しました。

◆ 公表について

食中毒等、法令違反により行政処分を行った事案については、その都度公表しました。

また、食品検査結果については、群馬県ホームページで公表しました。

【参考】

実施状況については、群馬県ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/649670.html>